

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第八号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき次に掲げる化学物質を監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

平成三十年四月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 中川 雅治

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
40	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8-オクタメチル-1, 3, 5, 7, 2, 4, 6, 8-テトラオキサテトラシロカン（別名オクタメチルシクロテトラシロキサン）	(7)-475
41	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8, 10, 10, 12, 12-ドデカメチル-1, 3, 5, 7, 9, 11-ヘキサオキサ-2, 4, 6, 8, 10,	(7)-475

12-ヘキサシクロドデカン（別名ドデカメチルシクロヘキサシ
ロキサン）